



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 戦後1946年の函館における「市長準公選・公選」                                                          |
| Author(s)        | 白木澤, 涼子                                                                           |
| Citation         | 地域経済経営ネットワーク研究センター年報, 4, 53-55                                                    |
| Issue Date       | 2015-03-30                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/58366">https://hdl.handle.net/2115/58366</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 10053Shirakizawa.pdf                                                              |



## ＜第1回研究会＞ 戦後1946年の函館における「市長準公選・公選」

白木澤 涼子

### 本報告の課題

1947年4月地方自治法が制定され、第17条により都道府県知事・市町村長の公選が明記された。1946年4月から7月にかけて全国で行われた「市長公選」運動・「市長公選」は、地方自治法に先駆けて独自に行われ、各地で「公選市長」が誕生した。「公選市長」は、従来の市会の推薦を受けて内務大臣がこれを任命するのではなく、市民の直接投票によって市長候補を選び、それを市会が推薦し内務大臣からの任命を受けるという形式である。

全国的な「市長公選」については、功刀俊洋『戦後地方政治の出発』（敬文堂 1999年）の業績がある。

功刀は運動の性格として、市長の戦争責任を問う「下からの公職追放運動」であったとする。しかし市長が退陣してしまうと、市民の間では、戦争責任を追及する世論は、一部を除いて継続・発展しなかった。これが低い投票率となって表れた。これを「戦争責任追及運動としての限界」とする。また「1946年4月以降に市長公選運動が成立した直接的前提は、戦前の運動の経験ではなかった」と戦前と戦後の運動の連続性を否定している。

功刀の以上のような評価について、函館の事例をもとに再検討を行いたい。

函館市における市長公選運動については、松山一郎『函館市長公選史概要 1』（葦舎 1993年）が詳しい。功刀が「市長公選」の「典型」とした函館市であるが、函館市が「典型」となる前提として、戦前1930年代に「市長準公選」とも言える状況があった。また「市長公選」が実現するにあたり、町内会が大きな役割を果たす。函館市に



における「市長公選」に至る経緯を明らかにし、戦前・終戦後の町内会役員をはじめとする函館市民の動向を分析する。

尚、戦前における地域共同体（現在でいうところの町内会・自治会）は、名称・組織形態が各地で異なる。函館では「衛生組合」が町内会の役割を果たしていた。しかし、内務省が制定した1940年9月11日「部落会町内会等整備要領」により、地域共同体は町内会となり、町内会長は市長による任命制となった。

戦後、GHQにより町内会長は、戦争を末端で支えたとして公職追放の候補となる。1947年1月4日勅令第4号いわゆる町内会長に対する公職追放である。ところが町内会は、GHQにより同年1月20日以降廃止されることになった。よって公職追放は実施に移されず、町内会は、3月1日勅令第67号により廃止された。

### 1. 1930年代 函館市における「市長準公選」状況

函館が「市長公選」の「典型」となる前提として、戦前1930年代に闘われた「函館電気争議」と、「市長準公選」とも言える状況があった。

「函館電気争議」は1933年2月、函館水電に対し坂本森一市長が開始し、1939年9月、齋藤與一郎市長の下で和解が成立した。

「函館電気争議」は、坂本市長の強力なリーダーシップの下、電気料金値下げ、電気事業の買収・公営化を要求し、全市的な規模で運動が展開された。運動の過程で、電気事業者による断線（電気供給停止をいう）、それに対抗する消灯戦術など闘争が激化する。運動は性別に拘らず、また幅広い年齢層（在郷軍人・青年団）・階層（衛生組合長・市会議員・商工連合会加盟各組合長・商工会議所議員・各業種組合・商店主）を巻き込んだ。このときの体験と記憶が、約10年後、坂本「公選」市長を導く原動力となる。

「函館電気争議」とともに1930年代に、「市長準公選」ともいうべき状況が出現する。

1933年11月、坂本市長（12月27日で任期満了）の再選をめぐって、市会議員が反対した。これに対し、市会議員の選挙基盤である各町では、坂本市長の再選を支持した。各町で坂本市長再選の町民大会決議が挙がり、結果、坂本市長が再選され第五代市長に就任した。

1935年3月4日、市会で坂本市長に対する不信任決議が採択された。これに対して、各町では署名を集め坂本市長留任陳情書を提出し、不信任投票者に辞職を勧告した。運動の結果、佐上信一道庁長官の調停により坂本市長は留任した。

1933・1935年において、坂本市長再選を阻止あるいは不信任を掲げた市会に対し、全市的レベルで衛生組合長が動き、市会に対して揺さぶりをかけ、坂本市長再選・留任を勝ち取った。町民大会決議を挙げ、逆に坂本市長排斥の地元選出の市会議員に辞職を勧告し圧力をかけた。衛生組合長（のちの町内会長）らは、地域利害を実現するため「函館市の権益を擁護する為」、首長を選定し（間接的にはあるが）市会を動かし選出したのである。

ここに、戦後まもなく函館において「市長公選」が実現する、歴史的背景があった。

## 2. 1946年、函館における「市長公選」運動

終戦後の函館は、食糧配給の遅配・欠配が続き食糧難が激化した。11月からの冬場における石炭不足問題、12月、1月における更なる食糧危機の深刻化により、「函館市民の全般が半ば栄養失調症 現下の配給状況では予防法なし」という事態に陥った。

食糧難をはじめとする函館の「全般的危機」に対して、市長・市会は「無為・無策」で市民から厳しい批判が上がった。批判は、市長・市会だけに止まらず、戦時期、末端組織として戦争遂行を担った町内会・町内会長にも向けられた。特に町内会については廃止論、町内会長については、市長同様「戦争責任」を問い、総辞職を求める声が上がった。そこで町内会長の組織である町会長理事常会では、1945年12月、自ら改革を掲げ、役員全員の公選化（市長任命を否定）・婦人部の設立を新たに決定した。1946年1月から3月にかけて町内会長の改選が行われ、再任35名、新任22名（再任率＝61.4%）となった。

市長「公選」については、1946年5月革新政党・労働団体が動き出す。市政協議会に社会党函館総支部、共産党函館地区委員会、函館地区労働組合協議会、民主主義実践連盟、函館文化連盟の代表者が公選を要求し、公選に決定した。公選の具体的な内容は、市長候補者公選準備委員会（町会側4名、労働側3名、政党関係3名）、市会議員（4名）、婦人側（2名）、その他団体（1名）の計17名で構成）で決定されることとなった。そこで社会党らは町内会長に「これまで町民の意思を蹂躪して種々政治的な問題に関与した責任を追及すると共に今後の行動を徹底的に監視する」と圧力をかけた。

「公選」方法は、基本的に衆議院選挙に準じる形をとったが、従来市が行った選挙業務を町内会が担った。例えば、投票場所は各町会事務所で、投票者名簿は町会が作成し、経費は町会が負担した。また得票総数が5割以下は、選挙を無効とした。

市長選には、4名が立候補した。

坂本森一（元函館市長）、日本社会党函館支部

推薦，登坂良作（前函館市長）市会議員推薦，沼武夫（富岡鉄工所労働者）日本共産党函館地区委員会推薦，高橋忠春（雑貨商）自薦であった。社会党函館支部が坂本元市長を推したのに対し，他は独自の候補を立てた。

選挙は坂本氏の圧勝，投票率 58.0% で公選成立となった。坂本氏圧勝の要因として，得票の「6 割が婦人層」で「青年，婦人の支持」が高く，「候補自身の人気」で「自由党でも当選」したであろうとの分析や「市長在任時代資本閥たる函館水電会社を相手として市民大衆のため戦った」こと，「時代的条件に恵まれた」ことなどが挙げられた。

投票率 58.0% については，投票日の午前 10 時段階で公選成立が危ぶまれた。そこで「棄権防止投票令に婦人部がメガホンで駆け回り」，午後から各町会とも棄権防止の街頭運動に出るなど，隣組を動員した結果，全町の 9 割で投票者数 5 割以上を達成することが出来た。

選挙を受けて，市会は坂本氏の市長推薦を満場一致で可決し，内務大臣が坂本森一を函館市長に任命した。

## まとめ

函館では，終戦後に二つの危機を抱えた。一つは，食糧危機など「全般的危機」であり，もう一つは町内会批判に代表される「地域共同体崩壊の危機」であった。「地域共同体崩壊の危機」は町内会構成員による批判であり，GHQ による町内会長らの戦争責任の追及であり，具体的には「町内会長公職追放」・「町内会の廃止」であった。

二つの危機に対して，函館は二つの公選で対応した。

まず「地域共同体崩壊の危機」に対しては，町内会における役員「公選」（＝市長任命制の否定）をおこなった。「公選」により，戦時中，戦争遂行末端組織を担った町内会長は，戦後の民主主義の担い手へ転回することが可能となった。役員「公選」により，地域共同体秩序の危機を回避することが出来た。さらに言えば，町内会役員「公選」（町内会長自らが決定）により，役員自ら新たな「民主化」を担う「正当性」を獲得し得た。

町内会役員（町会長・部長・班長）が，新しく台頭してきた青年層や婦人層と共に，函館の「全般的危機」を開き，「市長公選」を実現していく。

彼らが「市長公選」を担うにあたり，自らの「正当性」の拠り所としたのが，1930 年代の「函館電気争議」であり，坂本市長と共に作り上げた「市長準公選」状況といった，一連の体験と記憶であった。

## 参考文献

- 今枝信雄『戦後自治史Ⅳ（公職追放）』自治大学校 1964 年。  
 功刀俊洋『戦後地方政治の出発』敬文堂 1999 年。  
 白木澤涼子『戦前期における地方自治体と電気事業』『日本歴史』第 751 号 2010 年。  
 ———『衛生組合法案と町内会』同上誌 第 781 号 2013 年。  
 松山一郎『函館市長公選史概要 1』葦舎 1993 年  
**出典**  
 『函館毎日新聞』1933 年 11 月 10 日，12 月 3～11 日付。  
 1935 年 3 月 5～17 日，7 月 6 日付。  
 『北海道新聞（函館版）』1945 年 11 月 3，12，17，24 日，  
 12 月 13，26，30 日付，1946 年 1 月 19 日付，5 月  
 15，26，30 日，6 月 15，17，19 日，7 月 18 日，8  
 月 10 日付。  
 『函館昭和 21 年事務報告書』66 頁。